

○学校法人皇學館公益通報等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人皇學館（以下「この法人」という。）の業務に関し、法令、寄附行為及びこの法人の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もってこの法人の遵法精神の向上をはかり健全な発展に資することを目的とする。

(最高管理責任者)

第2条 この法人における公益通報の処理に関する最高管理責任者は、理事長とする。

(統括管理責任者)

第3条 この法人における公益通報の処理に関する統括管理責任者は、常務理事（総務担当）とし、最高管理責任者を補佐し、公益通報に関する実質的な責任と権限を持つ。

(通報窓口)

第4条 この法人は、法令違反に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を受け付ける窓口を監査室に設置する。また、必要に応じ最高管理責任者の指示により、通報窓口の第三者（弁護士、公認会計士等）機関の設置をすることができる。

2 この法人と雇用関係にある教職員の他、この法人への派遣労働者、この法人の取引先の労働者（以下「教職員等」という。）は、この通報窓口に対し公益通報等を行うことができる。

(公益通報等の方法)

第5条 公益通報等は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話及び面談で行うことができる。

(禁止事項)

第6条 教職員等は、不正の利益を得る目的、この法人又は第三者に損害を加える目的、その他の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(通報への対応)

第7条 監査室は、教職員等から法令違反行為に関する相談を受け付けた場合、統括管理責任者へ報告するとともに、その内容に応じて迅速かつ適切に対応しなければならない。また、統括管理責任者は、その都度速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

2 監査室は、教職員等から法令違反行為に関する通報を受け付けた場合、速やかに調査を開始しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

調査期間は、下記の通りとする。

- | | |
|----------------------------------|----------|
| (1) 公益通報受理から本調査の要否決定まで | 概ね30日以内 |
| (2) 本調査実施決定後その開始まで | 概ね30日以内 |
| (3) 本調査の開始から、不正行為の認定まで | 概ね150日以内 |
| (4) 公益通報受理から、不正行為等の認定、他機関等への報告まで | 概ね210日以内 |

3 公益通報等を受け付けた時、通報事実を確認できる資料等の提出を、関係部署等より求めることができる。

4 本学の役員又は通報受付担当者以外の本学の教職員が、公益通報等を受け付けたときは、速やかに通報窓口連絡し、または通報者に対し通報窓口へ公益通報するよう助言しなければならない。

5 次の各号に係る通報については、公益通報として受理しない。

- (1) 内容が具体性を伴わず不分明なもの。
- (2) 内容が虚偽又は他人の誹謗中傷であることが明らかなもの。
- (3) 単なる伝聞に基づくものなど、通報内容について信じるに足りる理由が明らかに認められないもの。
- (4) 通報対象事実について本学に処分又は勧告等をする権限を有しないもの。

(5) その他通報に該当しないことが明らかなもの。

6 ハラスメントに関する通報は、学校法人皇學館キャンパス・ハラスメント防止に関する規程に基づき対処する。

(専門的事項)

第8条 監査室は、受け付けた公益通報等の取り扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。

(調査の実施)

第9条 監査室は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行う。

2 統括管理責任者は、通報された事項に関する事実関係を調査するために委員会を設置することができる。

3 調査対象部署及び関連部署の教職員は、通報された事項に関する事実関係の調査に際して、監査室から協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除いてこれに応じなければならない。

(遵守事項)

第10条 監査室長、監査担当者及び委員会委員は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。

(2) 調査対象部署や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

(3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。

(4) 職務上知り得た事実を正当な事由なく他に漏洩しないこと。

2 監査室長、監査担当者及び委員会委員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号に定める事項を遵守しなければならない。

3 監査室長、監査担当者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(報告)

第11条 監査室長は、公益通報等の事案処理に当たっては、個人情報の保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

(是正措置等の実施)

第12条 統括管理責任者は、法令違反行為が確認された場合、速やかに是正措置及び防止策を講じなければならない。

(懲戒処分)

第13条 法令違反行為が明らかになった場合、就業規則に基づき必要な処分を行う。

2 不正行為の悪質性が高い場合には、刑事告発、民事訴訟もある。

3 不正行為に関与したと認められた業者は、この法人との取引を停止する。

(不利益取扱の禁止)

第14条 この法人は、教職員が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員に対し、解雇、減給、その他の不利益な取り扱いを行ってはならない。

2 この法人は、この法人への派遣労働者及びこの法人の取引先の労働者が公益通報等を行ったことを理由として、当該労働者に対し、派遣契約の解除その他の不利益な取り扱いを行ってはならない。

3 ただし、前2項において、教職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

(軽減措置)

第15条 法令違反行為に関与していた教職員等が、監査室がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該教職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(通 知)

第16条 公益通報等を行った教職員等に対しては、通報等の受領、当該通報対象事業の有無、当該通報対象事実の有無、法令違反等不正行為が明らかになった場合の是正措置等を速やかに通知しなければならない。

(事後確認)

第17条 監査室は、是正措置等を実施後、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 法令違反行為の再発がないこと。
- (2) 是正措置及び再発防止策が機能を果たしていること。
- (3) 公益通報等を行った教職員等への不利益な取り扱いがないこと。

(準 用)

第18条 教職員等以外の者からの通報については、この規程を準用する。

(事 務)

第19条 この規程に関する事務は、監査室において処理する。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

この規程は、平成23年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月28日から施行する。